

行財政改革大綱後期実施計画

実施事項名	行政内の情報の共有化と電子決裁の推進			重点項目番号	9				
現状、問題点、必要性 (なぜやるのか)	【現状】 決裁は現在紙媒体により作成されている。市の内部事務である庶務事務システムは平成20年度から稼働をしている。 【問題点、必要性】 合併により、決裁を受けるために、支所及び出先機関と本庁間の文書の往来がある。また、文書の件数も40万件あり、意思決定の遅れが見受けられる。 【現状の客観的な説明】 合併により窓口業務等のオンライン化は実施されたが、決裁については平成20年度から庶務管理から電子決裁を開始する。			番号	⑤				
				担当課(執行する課)	企画振興部 情報政策課				
				責任者名(執行責任者)	情報政策課長 松村賢次				
				担当課電話番号	22-9625				
対象等(なにが、それが)	伊賀市で行う決裁			財政効果額(千円) (いくら削減されるのか、いくら収入増となるのか)	【金額】				
成果(対象がどうなるのか)	意思決定の迅速化、ペーパーレス化ができる。				【算定根拠】 ※本事業による直接の効果額は算定できない。				
実施する内容・目標数値 (対象を成果の状態にするために、何を、いつまでに、どのようにやるのか)	【実施内容】 伊賀市が行う全決裁を電子化し、運用を行う。 【目標数値】 《最終目標》電子決裁システムの稼働に向けた検討を行う。 《平成20年度の目標》市役所職員にかかる庶務事務システムを稼働させる。 《平成21年度の目標》紙ベースで行われている決裁にかかるシステムの開発に向けた研究を行う。 【目標の客観的な説明】 決裁のスピードアップ、ペーパーレス化、文書保管のスペース等がいらなくなる。			特記事項	※オンライン:コンピューターで、端末の入出力装置などが通信回線を通じて中央の処理装置の直接制御下に置かれている状態				
目標を達成するための活動指標(全体目標を達成するために個別に実施する項目) (何をどれだけやるのか)	活動指標名	目標値	定義・算定式		行程表(いつまでにやるのか)				
				平成20年度		平成21年度		平成22年度	
				4月	10月	4月	10月	4月	10月
	電子決裁システム導入についての調査・研究		システム導入に向けての調査・研究を行う。						
	庶務事務システム研修		事務職員全員に研修を実施する。						
	庶務事務システムの稼働		平成20年度から稼働させる。						